

茶屋新田組合ニュース

R7.9
版

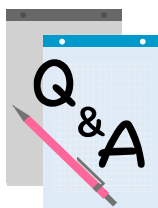
組合長あいさつ

仲秋の候、組合員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

同封の組合だよりにてご報告しましたとおり、第45回総代会にて清算単価が決定いたしました。総代会、地元説明会等では、組合員の皆さまから様々な貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。組合では、そのご意見に少しでもお応えし早期に組合が解散できるよう、換地処分の公告前に清算金を徴収する『預り金（清算徴収金）』制度を制定しました。

今回の「組合ニュース」は『預り金（清算徴収金）』制度についてお知らせすることを目的に作成しましたので、ご一読いただき、清算徴収金のある方はご協力くださいますようお願いいたします。

（組合長 久野三雄）



『預り金（清算徴収金）』についてご理解いただくために、以下のとおりQ & Aを作成しました。

Q1 『預り金（清算徴収金）』なぜ実施するの？

組合が換地処分の前から清算徴収金を預かることで、換地処分後の徴収期間を短縮し土地区画整理事業の円滑な収束を目指します。清算金徴収の早期完了は、事業の長期化を防止するものであり、事務費等の支出を抑制する効果があります。組合からのお願いとなりますが、清算徴収金のある方は、『預り金（清算徴収金）』制度に、ぜひ、ご協力ください。

Q2 だれでも協力できるの？

清算徴収金があり、『預り金（清算徴収金）』の納付希望を申し出た方が対象です。8月末にお届けした「各筆各権利別清算金明細書」の『清算金、仮清算金及び清算金精算額』が「0」の方、もしくは、交付の方は必要ありません。

Q3 いつから申し出ることができるの？

令和8年からを予定しています。分割によるお支払いも可能とし、本清算時に徴収する清算徴収金に充当します。

Q4 いつまで申し出ることができるの？

換地処分の公告前の令和9年10月30日まで申出に対応予定です。

Q5 協力するメリットはあるの？

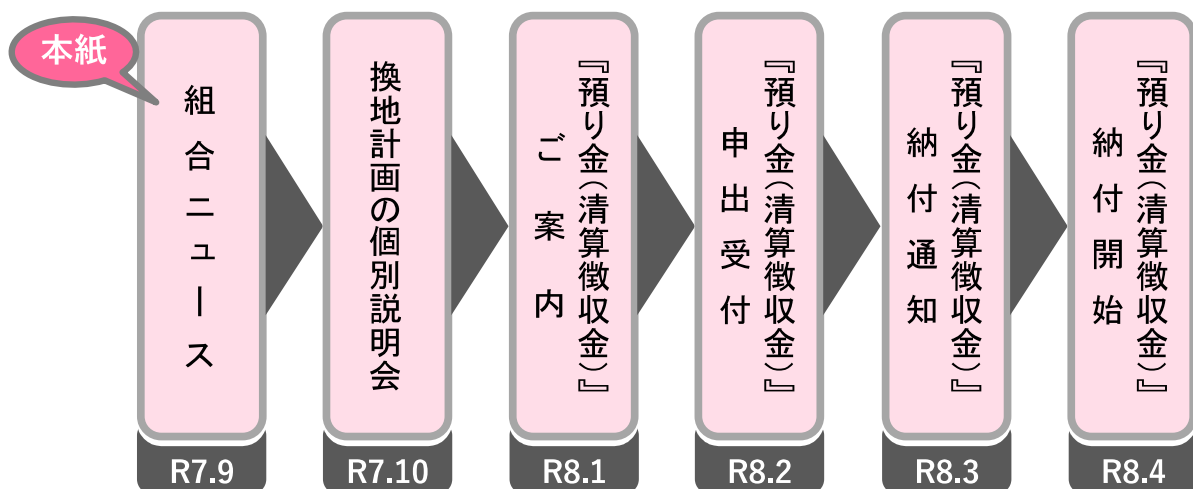
- ① 本清算で分割納付した場合、元本は利子が発生します。利率については、法定利率を考えていますが、『預り金（清算徴収金）』の分割納付では無利子で納付いただけます。
- ② 換地処分後に清算徴収金の未払いなく解散手続きに入れた場合、分納に必要な3年分の事務費等の支出約1.8億円（約6千万円/年）を削減することができます。
- ③ 事業が長期化すると、事業資金が不足し組合員の皆さまから賦課金を徴収しなくてはならない場合も考えられますが、それを防ぐことができます。

Q6 本清算の時に一括で支払う計画をしているけど、協力したほうがよいの？

『預り金（清算徴収金）』は、強制的なものではありません。事業の長期化を防止するための制度です。本清算時（令和10年予定）に一括で納付いただきますようお願いいたします。

Q7 協力したいけど、どうすればよいの？

詳細については、10月の個別説明会にて説明します。

今後の予定**問い合わせ先**

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
〒455-0856 名古屋市港区川園一丁目17番地

TEL (052) 618-7732
FAX (052) 618-7724